

提案基準12に基づく指定

提案基準12の規定に基づき市長が指定する道路等は、下記に定めるものとする。

(市街化区域にかかる沿道は除く。)

記

平成23年10月1日

No.	路線	区 間		用途 (第3 ただし 書き)	規 模 (第4 ただし 書き)	敷地面積 (第5(1) ただし書 き)	備 考
		起 点	終 点				
1	一般国道170号	羽曳野市と藤井寺市との境界	羽曳野市と富田林市との境界	—	—	—	(羽曳野市)
2	府道美原太子線	羽曳野市と堺市との境界	一般国道170号との交点	—	—	—	(羽曳野市)
3	羽曳野市道南阪奈側道線	一般国道170号との交点	羽曳野市道古市大黒1号線との交点	—	—	—	(羽曳野市)
4	府道八尾富田林線	府道美原太子線との交点	堺市道平尾さつき野西1号線及び堺市道さつき野東2号線との交点	—	—	—	ただし、堺市に存する部分を除く。 (羽曳野市)

(注) 上記の表において、「一般国道170号」は「大阪外環状線」とする。